

児童一人一台のタブレット端末（iPad）の取り扱いについて

芦北町立田浦小学校

1 目的

本校で定める育てたい資質・能力（自律できる力、協働できる力、表現できる力）を身に付けるとともに、新しい時代に必要となる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」の習得を目指し、児童自らが考え、主体的に行動できる力を身に付けるためのツールとして活用するために配備されているタブレット端末（iPad）の取り扱いについて定める。

2 方法

- (1) タブレット端末（以下、端末）は、原則として6年間は同一機器を使用する。
- (2) 名簿と端末のナンバーをタグ付けする。
- (3) タグ付けした一覧表は、情報教育主任と担任が保管する。
- (4) 端末の保管庫は、学年ごとに指定された保管庫を使用し、収納順は担任に一任する。
- (5) 年度が替わるごとに、名簿と端末のナンバーを確認する。
- (6) 端末の異常があるときには、担任に報告させ、速やかに管理職に伝える。
- (7) その他については、芦北町教育委員会で規定された取扱要領で行う。

3 その他

- (1) キーボードは、1台ごとにナンバー（1～192）を表示し、名簿とナンバーを端末と同様にタグ付けし保管する。
- (2) キーボードは、各学年の教室または、保管庫上のクリアケースに入れ保管する。
- (3) その他、必要に応じて検討する。

（記入例および保管例）

